

有害な環境から守る

心身の発達途上にある青少年には、社会環境が様々な影響を与えます。青少年をたくましく、心豊かにはぐくんでいくには、青少年を有害な環境から守ることが大切です。
青少年が安心・安全に過ごせる環境づくりに取り組みましょう。

薬物乱用から守る

覚せい剤・大麻・麻薬等の薬物は依存性が強く使用により「幻覚・妄想」等の精神症状が出る場合があります。成長過程の子どもの場合には、特に影響を受けやすく脳に大きなダメージをあたえます。また、薬物を手に入れるために犯罪等に巻き込まれることもあります。子どもたちを薬物から守るのは社会の役割です。大人が正しい知識を持ち、子どもに伝えていきましょう。

薬物に手をださせないための 8カ条

- ① 思春期特有の心と体の変化について理解しましょう。
- ② 毎日の親子の会話とコミュニケーションを大切にしましょう。
- ③ 子どもの話には常に耳を傾けましょう。
- ④ 友情をつちかい、仲間からの悪い誘いを拒否できる勇気を育てましょう。
- ⑤ 子どもが家族や学校の先生にいつでも相談できるようにしておきましょう。
- ⑥ 子ども自身で、健全な決断ができるように育てましょう。
- ⑦ 学校や地域社会との関係を大切にしましょう。
- ⑧ 子どもの様子がおかしいと気になったら、相談窓口等に相談しましょう。



薬物問題等依存症に関する相談窓口

- 名古屋市精神保健福祉センター こころば依存症相談窓口
※受付時間／月～金（祝休日・年末年始を除く）午前8時45分～午後5時15分

☎483-3022

医薬品も間違った使い方は乱用となります

医薬品を用法・容量を守らずに過量に摂取する「オーバードーズ」は健康被害を引き起こしたり、依存症になってやめられなくなる恐れがあります。近年は子どもによる市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）が増加傾向にあり、新たな問題となっています。

その背景には、子どもが辛い気持ちや孤独感、ストレスなどをまぎらわしたいという気持ちから大量摂取につながっているようです。子どもが自分自身を大切に思う気持ちを育むためにも、大人は日々の子どもの様子を注意深く見守り、気持ちに寄り添うことが大切です。

喫煙・飲酒をさせない

タバコもお酒も有害です。特に成長期にある青少年の喫煙・飲酒は心身の発達の大きな弊害になります。また、経験年齢が低いほど依存が形成されやすいので、青少年の喫煙・飲酒の防止対策が重要です。

深夜の出歩きを止めさせましょう

保護者は深夜にみだりに青少年を外出させないようにしましょう。

また、カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、ゲームセンター、コンビニエンスストア等の深夜商業施設の事業者や地域の大人は、深夜に外出している青少年を見かけたら、積極的に声をかけ帰宅を促すよう努めましょう。

カラオケ・漫画喫茶・インターネットカフェには、午後11時以降、青少年（18歳未満）は保護者同伴でも入場できません。
違反するとこれらの事業者等には愛知県青少年保護育成条例により30万円以下の罰金とする罰則の適用があります。





消費者トラブルから守る

民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳・19歳が親（親権者）の同意を得なくても自分の意思でさまざまな契約をすることができるようになりました。しかし、その一方で未成年者契約の取り消し（未成年者が親権者の同意を得ずにした契約の取り消し）ができなくなります。青少年が消費者トラブルに遭わないよう、大人が正しい知識を持ち、子どもたちに伝えていきましょう。



消費生活センター
マスコットキャラクター
コアラのハッピー

消費生活トラブル等に関する消費生活相談窓口

● 消費生活センター消費生活相談窓口

☎222-9671

※電話相談受付時間／月～土（祝休日・年末年始除く）午前9時00分～午後4時15分

詳しくはこちら／



子どもたちによりよい環境を

～「青少年と社会環境に関する懇談会」申し合わせ（令和5年10月27日）～

心身の発達途上にある青少年には、社会環境がさまざまな影響を与え、青少年の非行との関連も憂慮されています。青少年を取り巻く社会環境を浄化し、非行やいじめなどを防止して心身ともたくましい青少年を育成するためには、関係業界（者）及び家庭・学校・地域総ぐるみでの取り組みが必要です。

そこで、私たちは『なごや子どもの権利条例』、『安心・安全で快適なまちづくりなごや条例』の掲げる理念を踏まえ、有害環境に対して適切な判断ができ、健全な行動をとることができる青少年を育成するため、次のことを申し合わせます。

1 スマートフォン、タブレット端末やパソコン等のインターネットを通して青少年が有害情報を閲覧しないよう、フィルタリングを普及・啓発するとともに、「ネット依存」や「SNS等によるいじめやトラブル」に発展しないよう、また犯罪の被害者・加害者にならないよう、情報モラル教育や家庭でのルールづくりを推進するなど、インターネットの安心・安全な利用方法について周知に努めます。

2 乗車用ヘルメットの着用など自転車の安全で適正な利用を促進するとともに、「歩きスマホ」や「ながらスマホ」をしないなど、歩行者、自転車、車それぞれの立場で交通ルールやマナーを守るよう交通安全教育に努めます。

3 地域で青少年を守り育てるため、登下校時間帯を重点に日頃から声かけ・あいさつ等を積極的に行い、顔見知りの環境づくりに努めます。

4 青少年に悪影響を及ぼすポスター、チラシなどの広告物や、成人向け雑誌、アダルトビデオなどの有害図書類を、青少年に「売らない」「貸さない」「見せない」よう努めます。

5 カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、ゲームセンター（大型ショッピングセンター内を含む）、コンビニエンスストア等においては、特に深夜におけるたまり場化の防止等に努めます。

6 市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）や危険ドラッグ、覚醒剤、大麻、合成麻薬等の薬物乱用の有害性・危険性について、青少年が正しく理解できるよう啓発に取り組み、薬物乱用の防止に努めます。

7 酒類、たばこを販売する際には年齢確認を行うなど、20歳未満には販売しないようにするとともに、容易に入手できないような環境づくりに努めます。

8 青少年を有害情報から守るための『青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律』や、有害図書類の販売禁止や深夜外出の制限等を規定している『愛知県青少年保護育成条例』等の法令を、関係事業者や保護者等の自主的な取り組みにより広く啓発するよう努めます。

※太字（項目1・2）については重点事項とします。

申し合わせをした関係団体（順不同）

各区安心・安全で快適なまちづくり協議会／名古屋市立小中学校PTA協議会／愛知県私学協会名古屋支部
NTT西日本東海支店／一般社団法人日本アミューズメント産業協会愛知県本部／愛知県インターネットサービスプロバイダ防犯連絡協議会
愛知県カラオケボックス協会／愛知県コンビニエンスストア防犯対策協議会／愛知県書店商業組合／日本コンパクトディスクビデオレンタル商業組合
日本たばこ産業株式会社愛知支社／愛知県たばこ販売協同組合／一般社団法人日本複合カフェ協会／株式会社ドコモCS東海
KDDI株式会社中部総支社／ソフトバンク株式会社／名古屋小売酒販組合／イオンリテール株式会社東海カンパニー／日本チェーンドラッグストア協会
総務省東海総合通信局／名古屋国税局／愛知県／愛知県警察本部／名古屋市立小中学校長会／名古屋市立高等学校長会／名古屋市教育委員会／名古屋市

正しく使おう インターネット

インターネットはスマートフォンやパソコンからいつでも気軽に利用でき、とても便利ですが、青少年にとって有害な情報もあり、保護者の目の届かないところでトラブルや犯罪被害、いじめに巻き込まれるケースが毎年多く発生しています。子どもの健全な成長や安全を守るためにフィルタリングを必ず設定し、家庭でのルールを作りましょう。

インターネット利用に関するトラブル・対策例

安易な書き込み

不特定多数の人が利用するコミュニティサイトに安易に悪口を書き込んだり、勝手に他人の個人情報に掲載したことが原因で、いじめや暴行事件に発展する等のトラブルが発生しています。

- 自分が書き込まれて嫌なことは絶対に書き込まない。
- 個人情報は掲載しない。
- 悪質な書き込みをされた場合、サイト管理者やプロバイダに削除を要請する。



出会い系サイト・コミュニティサイトに関する犯罪被害

出会い系サイトはもちろん、一般のコミュニティサイトやゲームサイトなど、子どもが気軽に利用しているサイトを通じて誘拐等の事件に巻き込まれたり、つきまといや性被害にあったりするケースが増えています。

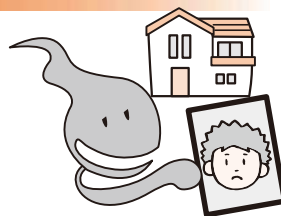
- 出会いを求める書き込みはしない。
- ネットで知り合った人に誘われても絶対に会わない。
- 個人情報は公表しない。
- 生活範囲を推測される写真等を投稿しない。

自画撮り被害

近年、SNS上で知り合った相手から騙されたり脅されたりして、自分の裸を撮影して送られる「自画撮り」による児童ポルノ被害が問題になっています。

一度、インターネット上に流出した画像の回収は極めて困難です。

- 下着姿や裸の写真・動画は絶対に撮らない、撮らせない、送らない。
- 交際相手、友達等の信用している相手であっても、絶対に送らない。



多発する自画撮り被害を防止するため、自画撮り被害防止アプリ「コドマモ」が完成しました。自画撮り被害防止機能のほか、子どもの位置情報、スマホの使用状況も把握できます。

自画撮り
被害防止アプリ
「コドマモKids」
ダウンロードサイト



iPhone等
をご利用の方



Android端末を
ご利用の方

自画撮り
被害防止アプリ
「コドマモ」
ダウンロードサイト



iPhone等
をご利用の方



Android端末を
ご利用の方

ネット依存・ながらスマホ

無料通話アプリやゲームなどに夢中になり、勉強や食事中的「ながらスマホ」や歩行中の「歩きスマホ」などネットやスマホに依存傾向の子どもが増えています。また課金による高額請求等の問題もあります。

- 利用時間や利用サイト・アプリについて家族で話し合い、決めたルールを守る。
- 勉強や食事中は使わない。気になるなら保護者に預けるなどメリハリをつけて使用する。
- 「ながらスマホ」や「歩きスマホ」は事故につながるので絶対にしない。



参考

総務省インターネットトラブル事例集

検索

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html
実際に子どもたちに起きているトラブル事例と、その予防・対処のポイント



フィルタリングを設定しましょう

フィルタリングとは、違法・有害情報の閲覧を制限するサービスです。

子どもが安心・安全にインターネットを利用するために、携帯電話やスマートフォンなどには、フィルタリングを必ず設定しましょう。保護者も設定すると、その機能を理解できるほか、自身の危険も軽減できます。

※コミュニティサイトによる被害児童のうち、フィルタリングを利用していなかった児童は88.1%
(令和4年 警察庁調べ)

主な設定方法 ● 詳細は携帯電話会社や販売店でご確認ください

- ① 購入時に携帯電話会社のフィルタリングサービスに申し込む
 - ② スマートフォンなどでWi-Fi通信を利用してWEB(ブラウザ)を閲覧する場合にも、制限可能なフィルタリングアプリを設定する
 - ③ アプリの利用制限をするアプリ用のフィルタリングを設定する
- ※ 一部端末は本体の機能制限の設定も必要です。



青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の概要

◆保護者がしなければならないこと

18歳未満の子どものために携帯電話・スマートフォンなどを購入し、使用させる場合には、「子どもが携帯電話・スマートフォンなどを使用する」旨を事業者に申し出なければなりません。

◆事業者がしなければならないこと

18歳未満の子どもが携帯電話・スマートフォンなどでインターネットを利用することを確認し、利用する場合には、フィルタリングサービスを提供し、同フィルタリングを有効化しなければなりません。

※愛知県青少年保護育成条例においても、保護者と事業者の義務が規定されています。(詳しくは14ページへ)

家庭でのルールを作りましょう

青少年をインターネットに潜む危険から守り、健全に育てるために保護者が利用状況を把握する必要があります。青少年のインターネット利用にあたり家族間で話し合っ、子どもの成長に合わせた無理のない範囲でルールを決めることが大切です。

名古屋市おすすめルール

- 家で利用する時間は夜9時までにする
- 食卓に持ち込まない
- 人の悪口や個人情報を書きこまない
- ケータイ・スマホを使わない人を仲間はずれにしない
- 知らない相手にメール等を返信しない

◆その他のルールの例

- 友達にメールなどのやり取りを強要しない
- お金がかかる場合は事前に相談する
- 困った時はすぐに相談をする
- パスワードは保護者が管理する
- ルールを破ったら一時利用禁止とする

スマートフォンなどのインターネットの安心・安全な利用に関する講座

子どもに迫るネット危機の実体を正しく知り、予防と対策法やフィルタリングの設定を学ぶ講座の講師派遣が様々な機関で行われています。謝礼や交通費は無料です。

無料で
講座を開催!

e-ネットキャラバン / e-ネットキャラバンPlus

申込先

e-ネットキャラバン
安心安全講座
申し込みフォーム↓

<https://www3.fmmc.or.jp/e-netcaravan/notes/>



問合せ先

総務省東海総合通信局
電気通信事業課
TEL052-971-9347

サイバー犯罪防止講話

申込先

お住まい又は勤務地を
管轄する警察署生活安全課

問合せ先

愛知県警察本部生活安全部
サイバー犯罪対策課
TEL052-951-1611(代)

みんなで支えよう! なごやの子ども!

なごや子どもの権利条例

「なごや子どもの権利条例」は、子どもが権利の主体であることを明確に表すために、これまでの「なごや子ども条例」を、令和2年4月に改正したものです。

子どもの権利を守るためには、大人にも子どもにもこの条例の内容を知ってもらうことが必要だと考えています。

「子どもの権利」について、一緒に考えてみませんか?

なごや子どもの権利条例
マスコットキャラクター
「なごっちゃん」



～子どもにとって大切な権利～

- 安全に安心して生きることができます。
- のびのびと豊かに育つことができます。
- 一人一人が尊重されます。
- 自分たちにかかわることに主体的に参加できます。

◆詳しくは **名古屋市公式ウェブサイト** (<https://www.city.nagoya.jp/> から「なごや子どもの権利条例」で検索) をご覧ください。

なごや子ども・子育てわくわくプラン2024



令和2年3月に「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024」を策定しました。

この計画は、なごや子どもの権利条例第20条の規定による「子どもに関する総合計画」です。

- 計画の対象：すべての子ども・若者・子育て家庭とそれを支える社会
- 計画の期間：令和2年度から令和6年度までの5年間

めざすまちの姿

子どもの
権利への理解を深め、
子どもの権利を守る
文化を育むまち

子どもの
主体性を重視し、
子どもの幸福感を
大切にするまち

子どもの
発達などを見据え、
自立した大人への
成長を支えるまち

子どもを
生み育てることに
喜びを感じられるまち

子ども

安心して健やかに育ち、他を思いやる心を持ち、社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備えるとともに、物事を考え、意見を言うことができる子ども

経済的、精神的に自立し、主体的に社会に参画するとともに、他者と共生し社会の担い手となり、人間的に豊かな生活をおくる若者

若者

めざす姿

子育て
家族

保護者が子育てに喜びを感じ、子育てについての役割を果たすことにより、子どもが安心して生活し、健やかに成長できる家庭

社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えることにより、子どもを安心して生み、育てることができるとともに、個人の多様性を認め合い、子ども・若者・子育て家庭にとっての都市としての魅力にあふれる社会

社会

◆詳しくは **名古屋市公式ウェブサイト** (<https://www.city.nagoya.jp/> から「わくわくプラン2024」で検索) をご覧ください。

問合せ先

● 名古屋市子ども青少年局 企画経理課

※受付日時／月～金(祝休日・年末年始を除く)午前8時45分～午後5時15分

☎972-3081



子どもたちの
権利を守ります

名古屋市 子どもの権利相談室

なごもっか



「なごもっか」は困っている子どもの声に耳を傾け、その権利を守るところです。
悩みや困り事がある時は何でも相談してください。まず、子どもの話を聴き、子どもが自分で決めることを大切にしながら、子どもにとって一番良いこと(最善の利益)は何かを一緒に考えます。

例えば、こんなときは「なごもっか」へ

- 学校に行きたくない
 - みんなと違うことはだめなの?
 - このルールおかしくない?
 - 仲間に入れない
 - ご飯を食べられない時がある
 - 叩かれる
 - 話を聴いてくれない
 - 家のことで自分の時間がない
- ※その他、悩みや心配事など、どんなことでも相談できます。

相談するには?

電話で

会って

ファックス・手紙で

子ども専用

フリーダイヤル はなし きくよ

無料

☎0120-874-994

※子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

大人用電話番号 (052)211-8640 FAX (052)211-8072

相談時間

月 / 午前11時～午後 7時(受付は午後6時30分まで)
火・木・金 / 午前11時～午後 9時(受付は午後8時30分まで)
土 / 午前11時～午後 5時(受付は午後4時30分まで)

※午後8時以降に面談を希望する場合は事前に連絡してください。 ※祝日・年末年始を除きます。

場所

〒461-0005 名古屋市東区東桜一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階

子ども・若者総合相談センター

(名古屋市委託事業)

**ひとりで悩まず
お電話ください!**

ホームページ <https://cowaka.net/>

さまざまな子ども・若者に関する相談(無料・予約制)を受けています。ひとりで抱え込まず、まずはご相談ください。専門の相談員がお待ちしております。

最初の一步はあなたの電話から

問合せ先

☎961-2544

【電話受付時間: 月～土 / 午前10時～午後5時】
※祝日・年末年始を除く

Eメール kiku@cowaka.net

金山Branch

オープン型
交流スペース

無料

ほっとできる場所・わくわくできる場所・あったかい場所
「もいもい」。休憩したり自習したり、グループ活動をしたり、ひとりひとりの目的に応じた過ごし方ができます。
学校やアルバイトなどの帰りにお気軽にお越しください。

対 象: 市内在住の15～概ね39歳

住 所: 名古屋市中区正木4丁目9-1
笹とみビル2階

開 所 日: 月曜日～土曜日
(祝日・年末年始を除く)

開所時間: 14:00～21:00

詳しくはコチラ



さわって!遊んで!学ぼう!

なごや子ども・若者わくわくフェスタ!

名古屋市青少年育成市民大会

無料

開催日: 令和6年 7月23日(火)

場 所: **イオンモールナゴヤドーム前**

内 容: 楽しくスマートフォンやインターネットの安心・安全な利用方法について学ぶことのできるブースなど、子ども・若者を守るための啓発ブースが出展されます。どなたでもお気軽にご参加ください。

**来場者プレゼント
があるよ!**



問合せ先

● 名古屋市子ども青少年局 青少年家庭課

※受付日時 / 月～金(祝休日・年末年始を除く) 午前8時45分～午後5時15分

☎972-3258

ふれあいのある明るい家庭づくり

なごや未来っ子応援制度

企業、地域、行政との連携により、社会全体で子どもと子育て家庭を応援する制度です。子育て家庭優待カード事業等を行っています。



子育て家庭優待カード「ぴよか」とは

カード(ぴよか)の交付を受けた市内在住で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子どもがいる家庭(妊婦の方を含む)が、協賛店にカード(ぴよか)を提示することによって、協賛店が独自に定める特典を受けることができる事業です。市内協賛店のほか、東海3県の協賛店、全国共通ロゴマークのある他自治体の協賛店でも利用することができます。

ぴよか協賛店の協賛内容等は、
名古屋市子育て応援サイト、
なごや子育てアプリNAGOMii(なごみー)
から検索できます。

協賛店は随時募集をしています。

当事業の趣旨に賛同いただける企業・施設・店舗の方は、ぜひ登録をお願いします。

名古屋市
子育て応援サイト



NAGOMii(なごみー)
ダウンロードサイト



iPhone等
をご利用の方



Android端末
をご利用の方

問合せ先

- 名古屋市子ども青少年局子育て支援課

※受付日時／月～金(祝休日・年末年始を除く) 午前8時45分～午後5時15分

☎972-3083

毎月第3日曜日は「家庭の日」です

手をつなごう 心もつなごう「家庭の日」

名古屋市では、家庭の大切さ、家庭の役割のすばらしさについてあらためて考える機会としてもらうため、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めています。親子のふれあいのある明るい家庭作りに努めましょう。

- 家族でもあいさつはきちんとしましょう。
- 家族みんなで地域の行事に参加するなど、一緒に過ごす時間を持ちましょう。
- 家族の中で役割分担を決めましょう。
- 家族と食事をする時間を大切にしましょう。



愛知県青少年保護育成条例（要旨）

目的[1条]

この条例は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止して、青少年を保護し、その健全な育成を図ろうとするものです。

青少年とは[4条]

この条例において青少年とは、18歳未満の者をいいます。

有害図書類の販売等の禁止[6条・7条]

- 業者は、知事が指定した有害図書類（雑誌、ビデオ、DVD、ゲームソフトなど）を青少年に販売したり、貸したり、見せたりしてはいけません。（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）
- 有害図書類は、成人向コーナーに青少年が閲覧することができないように包装して陳列し、青少年の購入等のお断りの掲示をしなければいけません。（改善命令違反は30万円以下の罰金）

有害がん具類の販売等の禁止[10条・10条の2]

- 業者は、知事が指定した有害がん具類を青少年に販売したり貸したりしてはいけません。（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

有害広告文書等の頒布の規制[12条]

- 有害広告文書（アダルトビデオのチラシ等）、図画その他の物品を青少年へ頒布したり、戸別頒布してはいけません。（中止命令違反は10万円以下の罰金）

有害広告物の撤去等の命令[13条]

- 知事は、有害広告物の撤去、内容変更を命ずることができます。（命令違反は10万円以下の罰金）

いん行（淫行）、わいせつ行為の禁止[14条]

- だれもが青少年に対し、いん行、わいせつ行為をしてはいけません。（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）
- また、いん行、わいせつ行為を教えたり、見せたりしてもいけません。（10万円以下の罰金）

入れ墨の禁止[14条の2]

- だれもが青少年に対し、正当な理由なく、入れ墨を施したり、勧誘、周旋、または入れ墨を受けることを強要してはいけません。（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

深夜外出の制限[17条]

- だれもが、正当な理由なく深夜（午後11時から翌日の午前6時まで）に青少年を連れ出したり、同伴、またはとどめたりしてはいけません。（10万円以下の罰金）
- ◎また、保護者は深夜にみだりに青少年を外出させないようにしなければなりません。
- ◎コンビニ等の深夜商業施設の事業者等は、深夜に施設内等にいる青少年に対して、通勤又は通学等の場合を除き、帰宅を促さなければなりません。

深夜営業施設への入場の禁止[17条の2]

- カラオケボックス、漫画喫茶、インターネットカフェの事業者等は、深夜営業の時間内に青少年を立ち入らせてはいけません。（30万円以下の罰金）
- ◎また、青少年の深夜における施設への立ち入り禁止の掲示をしなければなりません。

有害役務営業を営む者等に対する禁止行為等[17条の3・17条の5・17条の6]

- 性的好奇心をそそる水着や下着姿等でサービスを提供するなどの営業を「有害役務営業」と定義し、営業所等で
- ①青少年に従事させること（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）
- ②客として立ち入らせること（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（「店舗型有害役務営業」のみ））
- ③勧誘すること（30万円以下の罰金）
- ④ビラ等の頒布（30万円以下の罰金）を行っては いけません。
- （①から④の違反行為に対する営業停止命令（6月以内）、命令違反は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
- 従業者名簿の備付け・保存をしなければいけません。（30万円以下の罰金）
- ◎広告宣伝の際に青少年の立入り又は客となることの禁止の明示、営業所への青少年の立入禁止の掲示をしなければいけません。

インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止[18条の2・18条の3]

- ◎保護者及び学校、職場その他青少年の健全な育成に携わる団体の関係者や店舗等でインターネットを利用させる者は、フィルタリングの活用等により、青少年に有害な情報の閲覧等をさせないように努めなければなりません。
- ◎プロバイダや携帯電話等の販売者は、フィルタリングに係る情報提供を行うように努めなければなりません。
- ◎保護者が、フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、その理由を記載した書面を提出しなければなりません。
- ◎保護者が、フィルタリング有効化措置を希望しない旨の申出を事業者にするときは、その理由を記載した書面を提出しなければなりません。
- ◎事業者は、保護者が提出した書面を保存しなければなりません。
- ◎知事は、事業者等が条例の規定を順守していないと認めるときは、これらを順守すべきことを勧告することができます。また、勧告に従わないときはその旨及びその勧告の内容を公表することができます。

◆青少年相談のご案内 青少年の悩み事や非行問題等でお困りのときは、お気軽にご相談ください。

名 称	実施機関・所在地	電 話	方 法	相談時間等	相談内容
子ども・若者 総合相談	名古屋市子ども・若者 総合相談センター 東区東一丁目14 名古屋市教育館3階	961-2544	面接相談(予約)	月～土 10:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	ニート・ひきこもりなどの 困難を有する子ども ・若者に関する相談
子どもの 権利相談室 「なごもっか」	東区東桜一丁目13-3 NHK名古屋放送センタービル6階	【子ども専用フリーダイヤル】 ハナシ キョウ 0120-874-994 【大人用電話番号】 211-8640 [FAX] 211-8072	電話相談・来所相談 FAX・郵便	月 11:00～19:00 火・木・金 11:00～21:00 土 11:00～17:00 (いずれも受付は開所の30分前まで。 祝日・年末年始を除く) 20時以降に面談を希望する場合は 事前に連絡してください。	子どもの権利侵害に 関する相談
子ども教育相談 ハートフレンド なごや	熱田区神宮三丁目6-14 名古屋市教育センター内	【総合相談ダイヤル】 683-8222 年末年始及び 日曜・祝日は休業	電話相談 来所相談(要予約) 訪問相談(学校を通じての申し込み)	月～金 9:30～19:00 土 9:30～12:00 月～金 9:30～17:00 月～金 9:00～16:00 随時 ※返信までに数日 かかることもあります。	子どもの教育・養育上 の問題に関するあら ゆる内容
ヤングテレホン	愛知県警察本部少年課 少年サポートセンター名古屋 昭和区折戸町4-16 名古屋市児童福祉センター内	764-1611 Eメール相談は愛知県警察ホームページから ご利用ください	電話相談・面接相談(予約)	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	少年自身の悩みごとや、 保護者からの少年に関 する相談
被害少年相談電話		フリーダイヤル ナヤムナサミゼロ 0120-7867-70 [FAX] 764-1613	電話相談・面接相談(予約)	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	犯罪・いじめ・児童虐待な ど少年の被害に関する 相談
サイバー犯罪 相談・情報提供	愛知県警察本部 中区三の丸二丁目1-1	951-1611(代) ホームページアドレス https://www.pref.aichi.jp/police/anzen/cyber/index.html	電話相談	月～金 9:00～17:00 (祝休日・年末年始を除く) 受付後、警察から電話連絡します。 24時間(受付) (連絡までに数日かかることもあります)	コンピュータネットワ ークを悪用した犯罪の相 談・情報提供
消費生活相談	消費生活センター 中区栄一丁目23-13 伏見ライフプラザ11階	222-9671	月～金 電話相談・来所相談 土 電話相談	受付時間 9:00～16:15 (祝休日・年末年始を除く)	商品・サービスの契約トラ ブルや架空請求、製品 安全などに関する相談
児童相談	中央児童相談所 昭和区折戸町4-16 西部児童相談所 中川区小坂町1-1-20 東部児童相談所 緑区鳴海町字小森48-5	757-6111(代) [FAX] 757-6122 365-3231 [FAX] 365-3281 899-4630 [FAX] 896-4717	千種・東・北・中・昭和・守山・ 名東区の方 西・中村・熱田・中川・港区の方 瑞穂・南・緑・天白区の方	月～金 8:45～17:30 電話相談・面接相談(予約) (祝休日・年末年始を除く)	養育困難・児童虐待・非行・ 障害・不登校・しつけ等
子ども虐待 Eメール相談	中央児童相談所 西部児童相談所 東部児童相談所	名古屋市ホームページアドレスからご利用ください http://www.city.nagoya.jp/から 「子ども虐待相談」で検索		24時間	ホームページからの 児童虐待相談・通告の受付
子ども電話相談	なごやっ子SOS	761-4152	電話相談	24時間	児童虐待・子育ての悩み・ 子ども自身からのSOS
地域子ども相談室	子ども家庭支援センターさくら 南区呼続四丁目26-37	821-7867	電話相談	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 (祝休日・年末年始を除く)	児童虐待・子育ての悩 み等
教育相談 こころの電話	公益財団法人 愛知県教育・スポーツ振興財団 中区新栄一丁目49-10	261-9671	電話相談	10:00～22:00 (年末年始を除く)	いじめ、不登校、学校生活、 友人関係、発達障害、学習・成 績、家族関係、男女交際等
依存症相談	名古屋市精神保健福祉センター こころぽ 中村区名楽町四丁目7-18	483-3022	電話相談・面接相談(予約)	受付時間 月～金 8:45～17:15 (祝休日・年末年始を除く)	アルコール、薬物、 ギャンブル等の依存症
こどもの人権 110番	名古屋法務局人権擁護部 中区三の丸二丁目2-1	0120-007-110 Eメール相談は「インターネット人権相談」で検索 https://www.jinken.go.jp/ LINEによる人権相談 アカウント名:「法務局LINEじんけん相談」 検索ID:@linejinkensoudan	電話相談 面接相談(予約不要)	月～金 8:30～17:15 (祝休日・年末年始を除く) 24時間 (返信までに数日かかることもあります) 月～金 8:30～17:15 (祝休日・年末年始を除く)	いじめ、体罰等子ども の人権に関する相談
子どもSOS ほっとライン24	全国共通ダイヤル	フリーダイヤル 0120-0-78310	なやみいおう	毎日24時間 (IP電話の一部はつながりません。)	
なごや 子ども応援委員会	市立学校・幼稚園の幼児児童生徒や、その保護者を対象に、スクールカウンセラー等が相談に応じています。 相談したい時は、通っている市立学校・幼稚園に連絡してください。 (その他お問合わせ等は、教育委員会子ども応援課 (052-950-7161) まで)				



編集・発行

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 [電話] 972-3257 [FAX] 972-4439

令和6年5月発行

※この冊子は古紙・パルプを含む再生紙を使用しています。

※いつでもお問い合わせができるよう切り取って活用ください。
キリトリ